

令和3年度「邦楽普及拡大推進事業」公募要領

令和3年4月23日
文化庁文化財第一課

1. 事業の目的

邦楽は我が国が誇る伝統文化であり、その継承と発展を図っていくことが大切です。しかしながら、コロナ禍で邦楽の発表機会が大幅に減少し、その継承が危機的な状況となっています。

私たちは、より多くの方に、生涯にわたり演奏や鑑賞を楽しむ愛好者になっていただくとともに、実演家を目指していただきたいと考えています。そのため、大学の部活・サークルが安定的に稽古や実演に取り組めるような環境整備を行うこととしました。

2. 事業概要

(1) 支援対象団体

箏曲・三味線音楽等、邦楽の演奏に取り組む大学公認の部活・サークル。

申請に際して大学職員などの顧問の同意が必要となります。また申請時点において、活動実績があることが必要です。

大学とは、国公立大学（学校教育法第108条第2項の大学を含む）をいいます。有識者会議の審査を踏まえ、採択団体を決定します。

(2) 支援期間

採択団体には本年度採択から4年間支援を継続する予定です。

(3) 支援内容

大学の部活・サークルへの環境整備として3. に示す内容を支援いたします。

支援内容は、採択決定後に採択団体と事務局で相談の上、決定いたします。申請されたすべての支援を提供できないケースも想定されますのであらかじめご了承ください。

(4) 募集期間

令和3年4月23日（金）～ 令和3年5月17日（月） 必着

(5) 本事業に関する事前説明会（オリエンテーション）への参加

本事業の採択団体は、事前説明会（オリエンテーション）に必ず参加してください。オリエンテーションの開催形式や日程等の詳細は、6. に示す本事業のWEBサイトで別途通知します。

(6) 提出書類

①～③ の書類を、6. に示す提出先までご提出願います。

① 様式1 「邦楽普及拡大推進事業」申請書提出について（MS-Word 形式、A4 版）

- ② 様式2 「邦楽普及拡大推進事業」申請書（MS-Word 形式、A4 版）
- ③ 様式3 修理・メンテナンス楽器状況（MS-Word 形式、A4 版）

※提出された書類等は、許可なく本事業の目的外使用は行いません。

※様式1・様式2の書類提出は必須です。

※様式3は修理・メンテナンスを希望する場合に提出してください。なお、提出時には必ず写真を添付してください。

（7）その他

採択団体には、年度ごとに活動報告書の提出や楽器の管理状況に関する資料を提出いただきます。

3. 支援メニュー

本事業のスキームについては、別紙1をご参照ください。

（1）よりよい環境で稽古に取り組む環境整備への支援

①希望する楽器の無償貸与

三味線、箏など伝統的な音楽に用いられる楽器（以下、「楽器」という。）を無償で貸与します。貸与後4年間は、年度ごとの活動報告から、成果を検証し有識者会議で継続の可否を判断し継続するものといたします。

別紙2に記載されている楽器リストの中から、希望する楽器が選定できます。

②部活等で所有する楽器の修理・メンテナンス

所有する楽器の修理・メンテナンスを支援いたします。別紙3に記載されているメニューの中から、対象楽器と修理メニューを選定できます。修理内容によっては、対応できる職人や補修部材の確保が難しい場合もあります。

③講師の派遣

講師の派遣を支援します。指導をうけたい伝統音楽の分野・指導をうけてみたい講師及び派遣時期・回数等の希望を申請可能です。採択決定後に、採択団体と事務局で相談のうえ、講師の調整・派遣を実施いたします。

（2）発表会に係る開催運営への支援

本事業では、採択団体に演奏発表会を開催していただきます。（規模は問いません。例年実施している既存の発表会でも構いません。）発表会開催に際し支援を希望する場合には、旅費や会場費等の支援を受けることができます。

希望する演奏発表会の概要を記載してください。オンライン開催でも対象とします。オンライン開催については事務局からメニューを提供しますが、独自の方法での実施も支援可能です。

採択決定後に、採択団体と事務局で相談のうえ、支援内容を決定いたします。

(3) 他大学との交流を図る「交流会」参加機会の提供

交流会の開催を予定しています。(全国3か所程度を想定)採択団体には追って事務局よりご案内いたしますので、ふるってご参加ください。

(4) 邦楽や演奏曲をより深く理解するためのワークショップ参加機会の提供

ワークショップの開催を予定しています。(東西各1か所程度を想定)採択団体には追って事務局よりご案内いたしますので、ふるってご参加ください。各回に定員を設ける予定ですので、定員を超えた希望者がある場合には、ご参加いただけないことがあります。

4. 申請について

本事業の支援対象とする団体は、公募により選定を行います。以下で定めた公募の要件をご確認の上、様式1~3に記入の上、申請を行ってください。

※様式1・様式2の書類提出は必須です。

※様式3は修理・メンテナンスを希望する場合に提出してください。なお、提出時には必ず写真を添付してください。

(1) 公募申請の必須要件

以下の必須要件を満たさない場合は申請の対象とはなりません。

必須要件	確認方法
大学公認の部活・サークルであること	顧問など大学職員との共同申請
目標が明示されていること	申請書がすべて記入されていること
年間活動計画が策定されていること	

(2) 評価項目と申請内容

以下の評価項目にて評価を行い、伝統音楽の分野、地域、楽器の種類の総合的なバランスを考慮し、有識者会議「邦楽普及拡大推進委員会」にて最終審査により採択を決定いたします。評価項目をよく理解したうえで申請書の記入をお願いいたします。

評価項目	対象となる申請書の記入欄
活動内容に関する評価	申請内容の趣旨・目的が、邦楽文化の継承と発展に寄与するものであること
	・「4年後の目標」が邦楽演奏家、愛好者の増加に寄与するものである ・「環境整備を希望する理由」が邦楽の魅力を広く伝えるものである 等
	支援により効果が大きく見込まれること
	・現状の課題に対して適切な「本年度の目標と活動計画」を提示している

		・「環境整備を希望する理由」が明確で、目標達成に寄与するものである 等
	計画の実現性が高いこと	・「本年度の目標と活動計画」においてスケジュールや取り組みが具体的である 等
実施体制に関する評価	継続的な活動が担保されていること	・「4年後の目標」で各学年にメンバーを確保する方策を提示している ・「4年後の目標」でOBの支援や参加を促すことを計画している 等
	他団体の連携など幅広い実施体制であること	・「活動概要」や「本年度の目標と活動計画」において他団体との連携や外部イベントへの参加について提示している 等

* 申請書内に書かれた注意事項、記入例も併せて参照ください。

(3) その他

- ・他事業への申請をしている場合でも本事業に応募する事は可能です。
- ・ただし、他の支援事業と内容が重複する場合、当事業の支援対象外となる可能性があります。本事業との重複がないことをご確認ください。
- ・申請書に虚偽の記載を行った場合は、本申請を無効とします。

5. 申請～採択について

(1) 選定結果の通知

選定結果は、申請者に対して令和3年6月中旬以降（予定）に、事務局より電子メール等で通知します。

(2) 事業計画に関する事前調整

事業計画の詳細については、事務局及び採択団体において事前調整を行い、見直しを行った上で確定します。

(3) 事業計画の変更

事業実施の途中で軽微な変更が生じる場合は、事務局に事前にご相談願います。

(4) 楽器貸与の手続き

本事業で楽器の貸与を受けるにあたり、無償貸与の申請が必要になります。事務局が申請手続きを行う予定です。手続き完了後、楽器の準備が整い次第、楽器をお渡しいたします。なお、楽器をお渡しした際には、受領書を提出ください。

(5) 事業に関する調査等への協力

事務局等から以下の調査等について協力を求められた場合は、実施にご協力願います。

- ・本事業の実施内容に関するアンケート調査
- ・稽古、発表会等の様子を事務局が撮影すること

- ・団体の取り組み内容について、本事業 Web サイト等への掲載

(6) 事業の辞退

事業実施を辞退する場合は、事務局に必ず相談し、必要書類を提出して承認を受けてください。

(7) 留意点

- ・楽器は国有品になりますので、取扱・管理には十分注意願います。

(8) その他

本事業の実施に当たっては、事務局と密に連携を図ってください。

6. 申請書提出先・問合せ先

申請書の提出及び問合せについては、事務局においてメールにて対応します。

申請書の提出は、以下のメールアドレス宛てに電子媒体で提出してください。（紙媒体の郵送は不要です。）

申請書の提出先及び問い合わせ先：hogaku-entry@toppan.co.jp

問い合わせ対応は平日 9：00－18：00 となります。

※誠に勝手ながら、土日祝日及び4/29(木)～5/5(水)はメールでの問い合わせ対応をお休みさせていただきます

別紙1：本事業のスキーム

別紙2：楽器貸与メニュー

別紙3：楽器修理・メンテナンスメニュー